

# 令和3年度 現況調査の実施について

## はじめに必ずご確認ください

保育所等に在園中のお子様を対象に、保育の要件を確認するため年に1回現況調査を実施します。

現況調査書類のご提出が無い場合や保育の要件確認ができない場合は退園となる場合があります。以下の手順に沿って必ず現況調査書類をご提出ください。

書類により要件が確認できた場合は、特に通知いたしませんのでご了承ください。

1	書類がすべて揃っているか確認	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現況届</li><li>・ 就労証明書×2</li><li>・ 就労証明書の記載方法について</li><li>・ 入園後の手続きについて</li></ul>	
2	現況届の記入	詳細はp. 4
	保護者の方がすべて記入をしてください（今年度からスマートフォンやパソコンによる電子申請が可能となりました）。 児童手当の現況届とは異なるためご注意ください。	
3	保育の必要性を確認できる書類の準備	詳細はp. 2
	保育の要件によって提出書類が異なるためご注意ください。	
4	提出期限までに提出書類をすべて揃えて提出	詳細はp. 2～3
	<ul style="list-style-type: none"><li>①. 現況届</li><li>②. (父の分) 保育の必要性を確認できる書類</li><li>③. (母の分) 保育の必要性を確認できる書類</li></ul> 提出方法は紙による提出と電子申請による提出の2パターンがあります。 (今年度からスマートフォンやパソコンによる電子申請が可能となりました)。	提出期限までに必ずご提出ください。
5	在園中の各種手続きを確認	詳細はp. 3
	家庭状況に変更があった場合は、その都度お手続きが必要です。お手続きが無いと退園となる場合があります。 同封の別紙『入園後の手続きについて』を必ずご一読ください。	

# 1. 提出期限

令和3年 月 日( ) ≪提出期限までに必ずご提出ください≫

# 2. 提出書類

## 【①～③すべてを揃えてご提出ください】

①. 現況届

②. (父の分) 保育の必要性を確認できる書類

③. (母の分) 保育の必要性を確認できる書類

詳細は、現況届に記載されている提出書類欄をご確認ください。

ひとり親家庭の方は①と②または①と③をご提出ください。

※兄弟姉妹で在園されている方は、世帯で1部ご提出ください(兄弟姉妹で異なる保育園に在園されている場合は、いずれかの保育園で1部受け取ってください)。

※上記①は全員ご提出が必要です。②・③については、令和3年4月1日以降に既に提出されていて、その後現在まで内容に変更が無い方は提出不要です。

例1：令和3年4月に②を提出済みの方⇒今回の現況調査では①と③の提出が必要です

例2：令和3年5月に②と③を提出済みの方⇒今回の現況調査では①の提出が必要です

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で就労日数や時間が減少している場合の就労証明書の記載方法については、別紙『就労証明書の記載方法について』をご参照ください。

※中野区外から通園している方は、提出不要です。お住まいの自治体で現況調査が行われます。

※審査の結果、追加で書類をご提出いただく場合があります。

### 令和3年度に入園された方(または兄弟姉妹が令和3年度に入園された方)

「復職証明書(区様式)」をご提出される(された)保護者は、上記②または③の提出は不要です。

(ただし復職時に、就労条件に変更があった場合には「就労証明書」の提出が必要です)

現況調査に関する案内や各種書類のダウンロードは下記ページをご参照ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d016419.html>



### 3. 提出方法

紙による提出と電子申請による提出の2パターンがあります。保育園には提出できないためご注意ください。  
また、提出書類がすべて揃ってから提出をしてください。

#### <紙による提出方法>

書類が入っていた緑色の封筒に住所・氏名を記入し、必要書類を入れて切手を貼りお送りください。

提出は原則郵送となりますが、中野区役所3階子ども総合相談窓口を設置してあるポスト（現況届用）への提出も可能です（窓口での内容確認は行わないため、不備や不足がある場合は後日ご連絡いたします）。

#### <電子申請による提出方法>

p. 2の提出書類のうち「現況届」を電子申請で提出できます。「保育の必要性を確認できる書類」については、PDFファイルとして添付することで「現況届」と一緒に電子申請ができます。

「現況届」のみ電子申請する場合は、「保育の必要性を確認できる書類」を郵送等により紙でご提出ください。

【電子申請URL】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1620801691159>



### 4. 入園後（在園中）の手続きについて

現況調査の時期以外でも、家庭状況に変更があった場合はお手続きや書類提出が必要です。同封の別紙『入園後の手続きについて』に詳細が記載されておりますので、必ずご一読ください（今年度から手続き内容に変更点があるため、下記の通りお知らせいたします）。

各種手続きを行わない場合、保育を必要とする状態が確認できず退園となる場合があります。

家庭状況	お手続き内容	
	令和2年度（変更前）	令和3年度（変更後）
氏名・住所の変更	変更届の提出が必要	変更届の提出は不要
異動・勤務先移転	変更届・就労証明書の提出が必要	変更届・就労証明書の提出は不要
就業時間の変更	変更届・就労証明書の提出が必要	変更届・就労証明書の提出は原則不要 （就業時間が月48時間未満になるような変更等の場合はお問い合わせください。）

【お問い合わせ・書類提出先】

〒164-8501 中野区中野 4-8-1

中野区役所 子ども教育部

保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

03-3228-5793（月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時）

